

結城市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 茨城県 結城市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 元 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和53年11月 (41年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (令和2年4月全部適用)
処理区域内人口密度	34.6人/ha (平成30年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(結城処理区)		
処理場数	1箇所(結城市下水浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和4年度公表予定の「茨城県広域化・共同化計画」の策定に向けて、平成30年度より検討に着手		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

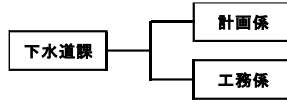
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●一般家庭用体系 … 水道使用量を下水道使用量とみなし、従量制(基本料金有)の累進使用料体制【水道のみ使用】水道使用量を下水道使用量換算し、基本料金+超過料金に消費税を乗じる (円:税抜) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金 0~10m³</th> <th colspan="5">超過料金(1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>11~20m³</th> <th>21~30m³</th> <th>31~50m³</th> <th>51~100m³</th> <th>101m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500</td> <td>160</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>					基本料金 0~10m ³	超過料金(1m ³ につき)					11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上	1,500	160	170	180	190	200
基本料金 0~10m ³	超過料金(1m ³ につき)																					
	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上																	
1,500	160	170	180	190	200																	
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 【井戸水併用】4人まで3m³/人, 5人から2m³/人を水道使用量に加算したものを下水道使用量換算 【井戸水のみ使用】4人まで8m³/人, 5人から4m³/人として下水道使用量換算 ●業務用使用料体系 … 一般家庭用使用料体系に準ずる ただし、使用者申出により3ヵ月の下水道使用量の平均値で固定することが可能 (自費での計量装置取付を要する) 																					
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の使用料体系 浴場汚水の場合 … 基本料金 0~10m³ 1,500円 超過料金 11m³~ 60円(税抜) 																					
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,348	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,731	円															
	平成29年度	3,348	円		平成29年度	3,719	円															
	平成30年度	3,348	円		平成30年度	3,754	円															

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	11名(収益勘定所属職員:8人, 資本勘定所属職員:3人)	
事業運営組織	昭和53年度より、業務課・工務課・終末処理場の体制にて運営が開始され、数度の課名・組織変更を経て、平成18年度に処理場職員の常駐が廃止され、平成25年度に現在の下水道課1課2係(計画係・工務係)体制となった。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水浄化センター(ポンプ場及びマンホールポンプ含む)とコンポストセンターについて3年間の包括的民間委託を実施
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無 (下水汚泥を肥料化し、無償配布を実施)
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

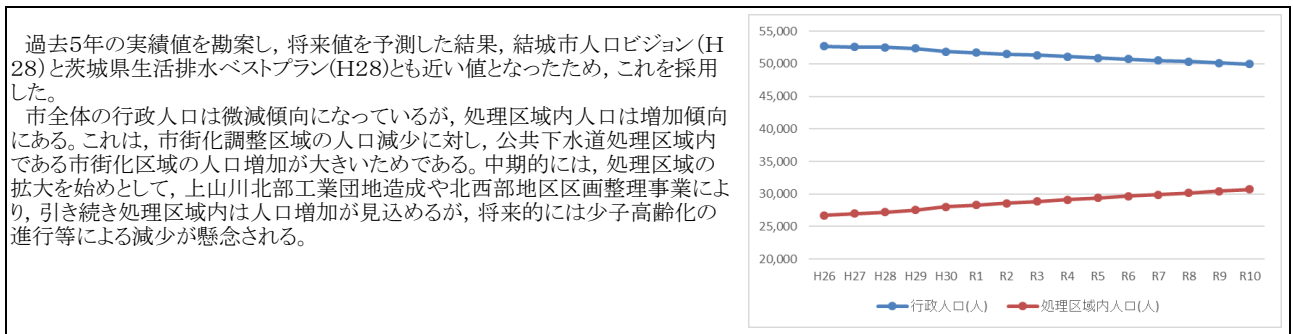
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

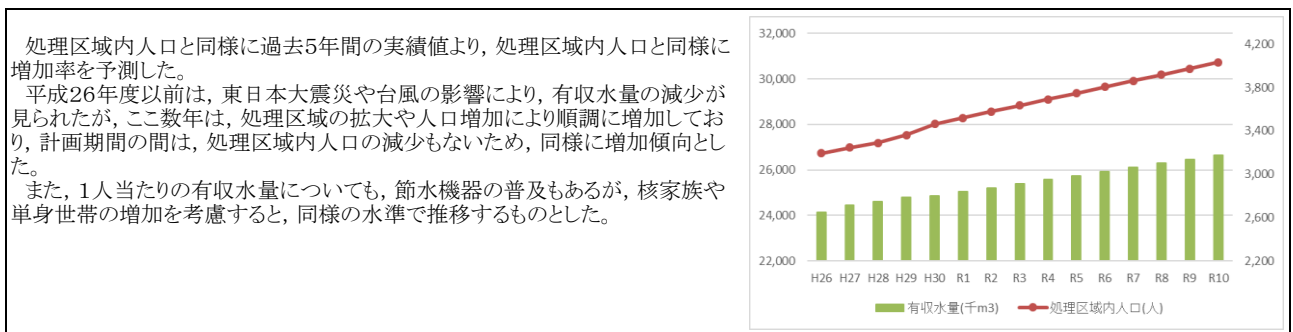
経費回収率は、100%を超える値で推移しており、汚水処理に係る経費をすべて使用料で賄えていることがわかる。
詳細は、別紙「経営比較分析表(平成29年度)」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

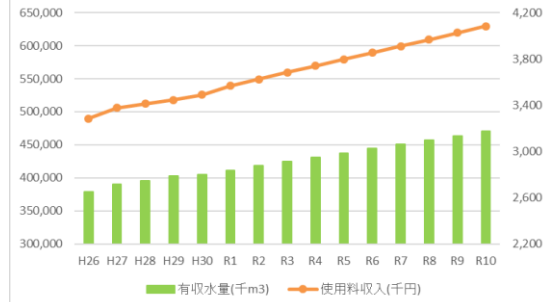


(2) 有収水量の予測



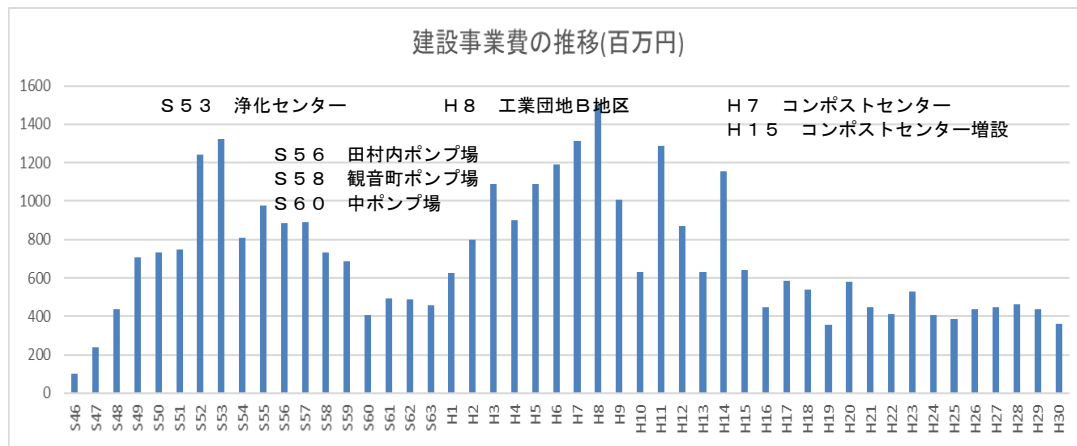
(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口や有収水量と同様に過去5年間の実績値により予測した。平成29年の下水道事業審議会での検証の結果、現時点では今後も経費回収率は100%を超える値での推移が見込めるため、令和3年度まで料金を据え置くこととなった。そのため、この予測は料金改定を考慮していない。



(4) 施設の見通し

公共下水道事業着手が昭和46年、供用開始が昭和53年であり、あと数年で50年が経過する中、処理場については、平成16年より国の制度に沿った計画を策定し、改築更新を実施している。管渠やポンプ場については、来年策定のストックマネジメント計画にて、処理場と併せて、中長期的な視点を以て、平準化し、事業を実施していく。また、公共下水道に隣接する農業集落排水施設については、公共下水道事業への統合を検討し、処理施設の集約化と効率化を図る。



(5) 組織の見通し

水道部局への使用料徴収事務の委託や包括的民間委託の実施により、これまでも業務の合理化を図ってきたが、今後も農業集落排水部門の統合による組織のスリム化・効率化が検討されている。また、公共下水道事業の普及拡大と併せて、今後は処理場に加え、ポンプ場や管渠の改築更新も見込まれるため、業務量増加に対応できるよう、組織として人材を十分に確保し、育成していくことが課題となる。職員の異動に際し、業務の継承が円滑に行えるよう、外部委託内容の見直しやマニュアル化等を検討していく必要がある。

3. 経営の基本方針

- 計画的な投資
下水道施設については、茨城県生活排水ベストプラン(H28)及びストックマネジメント計画(R2予定)等に基づき、効率的な整備・改築更新を行う。
- 適正な維持管理
定期的な施設の点検・調査により計画的な修繕・更新に取り組み、適正な維持管理に努める。
- 安定した経営基盤の確立
企業会計の導入(R2予定)により、経営状況や財政状況が更に明確化される。
また、収入の確保のため、下水道未接続者への戸別訪問を実施する等接続率の向上に努める。
- 使用料の適正化
人口減少による使用料収入の減収、施設の老朽化による修繕・更新に備え、経費の徹底的な見直しを図ったうえで、使用料についての検討を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	管渠については、茨城県生活排水ベストプラン(H28)の中間計画である令和7年度に処理区域人口30,000人を目標とし、処理場については、現行の長寿命化計画の策定時に把握できた改築更新予定を反映させた。
-----	--

公共下水道事業では、汚水を本市の下水道終末処理場で処理をする下水道事業計画となっている。このため投資計画では、建設に係る職員給与費、管渠建設費、下水道終末処理場建設費及び地方債償還金を計画する必要がある。この主な内訳は、次の内容で約101億円を計画する。

投資内訳	資本勘定職員	管渠費	処理場費	地方債償還金	計
R1-10支出	2.0億円	39.9億円	17.6億円	41.5億円	101.0億円
備考	3名(現状維持)	県生活排水BP	長寿命化計画	世代間公平確保	-

上記の建設に要する費用は、各種計画に沿って、下水道の経営の基本方針を目標に実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	投資に必要な財源の確保にあたり、財源の約3分の1を占める地方債については、世代間の公平性を確保するために不可欠であるが、その償還金や利子等に経営が圧迫されないように、償還額の範囲内での借り入れに努める。
-----	---

投資に対する主な財源は、地方債、他会計補助金、国庫補助金、受益者負担金、収益的収支差引(補填財源)を見込むものとし、次の内訳で合計約101億円を確保する必要がある。

投資財源内訳	地方債	他会計補助金	国(県)補助金	受益者負担金	収益的収支差引	計
R1-10収入	34.1億円	14.8億円	24.7億円	1.1億円	26.3億円	101.0億円
備考	世代間公平確保	雨水事業等	-	現状同様	補填財源	-

収支の均衡に欠かせない財源として、地方債が多く、次いで収益的収支差額(補填財源)、国庫補助金の順となっている。投資額の4割を占める地方債償還金の縮減に努めるため、10年間の償還額41.5億円に対し、借入額34.1億円を予定する。地方債や国庫補助金で賄えない分として、他会計補助金の充当が不可欠な状態にあるが、基準外の繰入金については、下水道整備による処理区域拡大、接続率の向上や経費の見直し等により削減に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、約77.9億円を試算し、この内訳は、次に示す内容となる。

他経費内訳	損益勘定職員	維持管理費	地方債償還金利子	収益収支差引	計
R1-10支出	5.5億円	38.6億円	7.5億円	26.3億円	77.9億円
備考	8名(現状維持)	汚水雨水維持管理	-	補填財源	-

上記に対する財源は、使用料収入、雨水負担金及び他会計繰入金であり、この内訳は次に示す内容となる。

投資財源内訳	使用料収入	雨水負担金	他会計繰入金	計
R1-10収入	58.4億円	7.2億円	12.3億円	77.9億円
備考	-	雨水事業	污水基準内繰入	-

現時点では、使用料収入や基準内の他会計繰入金で賄えている状態であるが、投資財源に基準外繰入金が必要とされているため、引き続き目標に沿って、経営安定化に努める。

【下水道事業に対する繰出基準(基準内繰入金)の抜粋】

- ・雨水処理に関する経費
- ・分流式下水道に要する経費(経営を以て充てることができないと認められるもの)
- ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ・不明水の処理に関する経費
- ・地方公営企業の適用に要する経費
- ・下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費
- ・臨時財政特例債の償還に要する経費

※総務省から毎年具体的な内容が通知され、これ以外は基準外繰入金となる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	茨城県広域化・共同化計画策定に参画し、隣接する農業集落排水施設の統合を検討中
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画により、計画的な維持管理・改築修繕を実施し、投資を平準化
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無(今後の情勢に沿って、適宜検討していく)
その他の取組	無

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	企業会計導入で明らかとなる財政状況等を踏まえ、現在の料金算定期間が終わる令和3年度に下水道事業審議会にて検討し、使用料の適正化を図る。
資産活用による収入増加の取組について	無
その他の取組	無

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	無(今後の情勢に沿って、適宜検討していく)
職員給与費に関する事項	人事異動に伴う若干の増減はあるが、概ね現時点と同水準で推移
動力費に関する事項	処理区域内人口増加により、処理場動力費の増加が見込まれる
薬品費に関する事項	無(下水浄化センターの包括的民間委託を含む)
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画による施設更新で故障等を未然に防止
委託費に関する事項	実施済みの民間委託を含めた委託業務内容を精査し、更なる効率化や合理化を推進
その他の取組	無

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	ガイドラインに沿って、進捗管理を行うとともに、3～5年を目安に見直しを実施する。 投資・財政計画等の実績の乖離に対し、PDCAサイクルにより経営戦略に盛り込んでいく。 今回は、企業会計導入を控えての経営戦略策定であるため、公営企業として財政計画の傾向が把握可能となり、また、投資計画の大きな影響を与えるストックマネジメント計画策定後に改めて見直しを実施する。
---------------------	---